

事由B：生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上、就労が困難

家計急変必要書類一覧

■ 共通（家計急変採用に申し込む場合は提出が必要）

必要書類	提出先	チェック欄
① 給付奨学金確認書【原本】	申込者→学校→JASSO（採用後）	
② 給付奨学金申請書（家計急変事由該当者用）【原本】	申込者→学校→JASSO	
③ マイナンバー提出書	申込者→JASSO の指定する提出先	

※①と②はA3用紙1枚で繋がっています。それぞれに分けて（A4サイズに切って）、学校に提出してください（学校は②を申請時に、①を採用後にJASSOに提出します）。

※③は既に予約採用や定期採用で マイナンバー を提出済の方が家計急変採用に申し込む場合も、再度提出が必要です。

■ 家計急変事由に関する証明書類

必要書類	提出先	チェック欄
③ 医師による診断書【コピー】 ・「就労困難」であること及びその期間が「半年以上」であることの記載があるもの ・就労困難な状況が開始した日（加療開始日や発症時期等）の記載があるもの	申込者→学校→JASSO	
④ 病気休職中であることの証明書【コピー】 ・雇用主（勤務先等）が作成又は押印したもの ・傷病による休暇（休職）について、「当該休暇（休職）の期間」及び「当該期間中の給与等支給状況」の記載があるもの ※自営業の場合や、病気が原因で退職・失業したことにより④が提出できない場合は、④に代えて【様式】「事故又は病気により離職し半年以上就労が困難な場合の事由による申告書」【原本】を提出してください。	申込者→学校→JASSO	

■ 休暇（休職）期間中に給与が発生している場合

必要書類	提出先	チェック欄
⑤ 休暇（休職）期間中の給与の支払状況を証明する書類【コピー】 ・給与明細書、給与支払（見込）証明書 等	申込者→学校→JASSO	

※ 給与明細書に関する注意点

給与明細書に支払日（支給日）が併記されている場合は、支払日（支給日）が属する月の収入証明書として扱います。

例）「4月度給与明細書／5月10日支給」と併記→5月分の収入証明書

■ 該当者のみ

必要書類	提出先	チェック欄
⑥ (外国籍の方の場合) 在留資格及び在留期間が明記されている証明書【コピー】	申込者→学校→JASSO	
⑦ (児童養護施設等に在籍又は里親に養育されていた(いる)方の場合) 以下の書類のうち一つ【コピー】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設等在籍証明書 (施設長発行) ・ 児童 (里親) 委託証明書 (児童相談所発行) ・ 措置解除決定通知書 (児童相談所発行) 等 	申込者→学校→JASSO	